

特定非営利活動法人スプラウト・ラボ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スプラウト・ラボという。また英文名をSpecified Nonprofit Corporation Sprout Lab.とし、略称をNPO法人スプラウト・ラボとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区北千束三丁目28番9号VANフラッツ401に置く。

(目的)

第3条 この法人は、第1にインクルーシブな社会の実現に向けて、理論と実践が一体となった調査・研究を行い、その結果を国内外に発信・実装することを通して、研究者も含めた市民同士が互いに対話や実践を行うためのプラットフォームを創造することを目的とする。第2に、日常生活などで何らかのサポートが必要な人々をはじめとしたすべての人が、その人の持つ特性や能力を活かせるよう求められるサポートを提供し、周囲の環境調整などを行うことによって、すべての人が役割のあるインクルーシブな社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 日常生活などで何らかのサポートが必要な人々やそれに関連する人々に対するサポート事業
 - ② 日常生活などで何らかのサポートが必要な人々やそれに関連する人々に

についての調査研究・公表事業

③ 日常生活などで何らかのサポートが必要な人々やそれに関連する人々との交流事業

④その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

(1) この法人のホームページや発行する刊行物などにおける広告掲載事業

(2) 調査研究等の委託事業

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会の申出があったとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、代表理事が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この

法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員の報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を

置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併、並びに解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 事業報告及び活動決算
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) 会員の除名
- (6) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日より少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。
この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、代表理事がこれにあた

る。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第14条第5項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する会計

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の

監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲

載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲示して行う。

（施行細則）

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	小澤 温
副代表理事	中尾 文香
理事	船谷 博生
〃	青島 正章
監事	荒川 佳一朗

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条の1の規定にかかわらず、成立の日から2026年~~11~~₁₀月~~30~~₃₁日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2026年~~9~~₇月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

① 入会金	個人	5,000円	団体	30,000円
② 年会費	個人	10,000円	団体	50,000円

(2) 賛助会員

年会費	個人	3,000円	団体	1口 10,000円（1口以上）
-----	----	--------	----	------------------

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 スプラウト・ラボ

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名			
1	☒ 理事・ ☒ 監事	オザワ アツシ		有・ ☒ 無	代表理事
		小澤 温			
2	☒ 理事・ ☒ 監事	ナカオ アヤカ		有・ ☒ 無	副代表理事
		中尾 文香			
3	☒ 理事・ ☒ 監事	フナヤ ヒロオ		有・ ☒ 無	理事
		船谷 博生			
4	☒ 理事・ ☒ 監事	アオシマ マサアキ		有・ ☒ 無	理事
		青島 正章			
5	理事・ ☒ 監事	アラカワ ケイイチロウ		有・ ☒ 無	監事
		荒川 佳一朗			
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

2025年度

事業計画書

特定非営利活動法人 スプラウト・ラボ

1 事業実施の方針

初年度は次年度からの本格的な事業実施に向けて各事業の体制構築、調査研究を進め、同時に本法人及び活動方針のPRと会員募集を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1769 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
日常生活などで何らかのサポートが必要な人々やそれに関連する人々に対するサポート事業	障がい者雇用を行う企業や就労支援事業所の障がい者・関係者等から「仕事や労働」に関する相談を対面・オンラインのいずれかで通年受け付ける。その企業・事業所で本来の能力を発揮して働くための必要な環境構築を本意と企業・団体の双方の意見を整理しつつ具体的な奔走支援方法を提案する。	2025年10月～2026年7月	法人事務所 都道府県内各所	2人	企業および就労支援事業所	20法人 約100人	500
日常生活など何らかの必要とする人々に関する調査研究	企業や就労支援事業所、障がい者などを主な対象とし、就労問題（職場の生活面も含め）に関するヒアリング・アンケート調査を行う。調査研究には、大学・大学院等における研究者や地域で活躍する実践者なども調査し、調査結果を白書等としてまとめ、その内容をウェブサイト等で発信する。また、障がい者就労の現場での支援の質の向上や学術研究の推進に寄与する。	2025年8月～2026年7月	法人事務所 都道府県内各所 オンライン	3人	企業・就労支援事業所、障がい者・就労支援者等	研究団体として10法人 情報公開と対象者として約1000人	819
日常生活など何らかの必要とする人々に関する交流事業	サポート事業や調査研究・公表事業で浮き彫りになった障がい者就労に関する課題や市民にむけて、関係者や市民に2回程度（対面・オンライン1回ずつ）開催する。対話・交流イベントでは、大人（企業人・研究者・市民）だけではなく、子ども	2025年8月～2026年7月	法人事務所 都道府県内各所 オンライン	5人	研究者、企業人、一般市民	約200人	450

	(障がいのある子どもを含む)やその家族も参加者として招待し、情報交換や交流の機会を提供する。						
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	その他事業(2025年度は実施予定なし)	—	—	—	—	—	0

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 57 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
この法人のホームページや発行する刊行物などにおける広告掲載事業	新法人名での公式ホームページの作成	2025年8月 ～ 2026年3月	事業所内	2	57
研究等の業務委託事業	2025年度は実施予定なし	—	—	—	0

2026年度

事業計画書

特定非営利活動法人 スプラウト・ラボ

1 事業実施の方針

2026年度は引き続きの会員募集・法人PR、調査研究に努めるとともに、活動趣旨に賛同頂いた会員・寄付者が集まって障がい者雇用に関する社会課題を話し合える場の本格構築に向けて準備を進めていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1550 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
日常生活などで何らかのサポートが必要な人々やそれに関連する人々に対するサポート事業	2025年度に引き続いて、障がい者雇用を行う企業が「仕事や労働」に関する相談を「対面・オンライン」のいずれかで通年受け付ける。その企業・事業所で働くため必要な環境構築を本意と企業・団体の双方に必要と見えて、有効かつ具体的な支援方法を提案する。	2026年8月～2027年7月	法人事務所 都道府県内各所	2人	企業および就労支援施設	20法人 約100人	500
日常生活などで何らかのサポートが必要な人々に関する調査・公表事業	企業や就労支援事業所、障がい者などを主な対象とし、就労問題（職場の生活面も含め）に関するヒアリング・アンケート調査を行う。調査研究においては、大学・大学院等活きた実践家にも調査・実践の経験者や実践者を育成していく。調査成果を白書としてまとめ、2025年度ウェブサイト等で分かりやすく発信すること、障がい者就労の向上や学術研究の推進に寄与する。	2026年8月～2027年7月	法人事務所 都道府県内各所	6人	企業・就労支援施設に障がい者や一般市民	研究連携団体10法人 情報公開対象者約1500人	650
日常生活などで何らかのサポートが必要な人々との交流事業	サポート事業や調査研究・公表事業で浮き彫りになった障がい者就業に関する課題や市民に託した関係者や交流イベント（対面・オンライン）を2回程度（対面・オンライン1回ずつ）開催する。対話・交流イベントでは、	2026年8月～2027年7月	法人事務所 都道府県内各所 オンライン	2人	研究、企業、一般市民	約1500人	400

	大人（企業人・研究者・市民）だけではなく、子ども（障がいのある子どもを含む）やその家族も参加者として招待し、情報交換や交流の機会を提供する。2025年度に招待した子どもたちを継続して招き、2026年度に招待する子どもたちと先輩とネットワークを築き、子どもたちも行う。						
その他の人達に必要とする活動の目的を定めること	2025年度（前年度）の活動に對する市民の反応を踏まえ、無料で参加できる機会を設け、必要事項について説明を行う。	2026年8月～2027年7月	法人事務所	1人	一般市民	約50人	0

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 255 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
この法人のホームページや刊行物などにおける広告掲載事業	法人の公式ホームページや刊行物に広告を掲載する	2026年8月～2027年7月	事業所内	2	100
調査研究等の委託事業	行政機関・民間企業等から調査研究を請け負う	2026年8月～2027年7月	事業所内	2	155

2025年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人

スプラウト・ラボ

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		600,000		0	600,000
正会員受取会費(10,000円×10名+30,000円×5団体)	250,000	200,000	0	0	
賛助会員受取会費(3000円×100名+10000円×5口)	350,000	400,000	0	0	
2 受取寄附金		3,000,000		0	3,000,000
受取寄附金	3,000,000	3,000,000	0	0	
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0	0	0	0	
4 事業収益		0		150,000	150,000
日常生活などで何らかのサポートが必要な人々やそれに関連する人々に対するサポート事業収益	0	0	0	0	
日常生活などで何らかのサポートが必要な人々やそれに関連する人々についての調査研究・公表事業	0	0	0	0	
日常生活などで何らかのサポートが必要な人々やそれに関連する人々との交流事業	0	0	0	0	
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0	0	0	0	
この法人のホームページや発行する刊行物などにおける広告掲載事業収益	0	0	150,000	150,000	
調査研究等の委託事業収益	0	0	0	0	
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0	0	0	0	
経常収益計		3,600,000		150,000	3,750,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		1,069,000		57,000	1,126,000
給料手当	950,000	950,000	50,000	50,000	
役員報酬	0	0	0	0	
退職給付費用	0	0	0	0	
福利厚生費	119,000	119,000	7,000	7,000	
(2) その他経費		700,000		0	700,000
会議費	100,000	100,000	0	0	
旅費交通費	200,000	200,000	0	0	
調査研究費	350,000	350,000	0	0	
減価償却費	0	0	0	0	
印刷製本費	50,000	50,000	0	0	
事業費計		1,769,000		57,000	1,826,000
2 管理費					
(1) 人件費		890,000		40,000	930,000
役員報酬	0	0	0	0	
給料手当	800,000	950,000	30,000	30,000	
退職給付費用	0	0	0	0	
福利厚生費	90,000	90,000	10,000	10,000	
(2) その他経費		480,000		30,000	510,000
消耗品費	50,000	50,000	5,000	5,000	
水道光熱費	30,000	30,000	5,000	5,000	
通信運搬費	50,000	50,000	10,000	10,000	
地代家賃	300,000	300,000	10,000	10,000	
旅費交通費	50,000	50,000	0	0	
減価償却費	0	0	0	0	
管理費計		1,370,000		70,000	1,440,000
経常費用計		3,139,000		127,000	3,266,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		461,000		23,000	484,000
【C】 経常外収益		0		0	0
固定資産売却益		0		0	
過年度損益修正益		0		0	
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用		0		0	0
固定資産売却損		0		0	
災害損失		0		0	
過年度損益修正損		0		0	
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0		0	0
経理区分損益額・・・③		23,000		-23,000	0
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		484,000		0	484,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					0
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					414,000

2026年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人

スプラウト・ラボ

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		800,000		0	800,000
正会員受取会費（10,000円×10名+30,000円×10団体）	400,000	400,000	0	0	
賛助会員受取会費（3000円×100名+10000円×10口）	400,000	400,000	0	0	
2 受取寄附金		2,000,000		0	2,000,000
受取寄附金	2,000,000	2,000,000	0	0	
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0	0	0	0	
4 事業収益		0		500,000	500,000
日常生活などで何らかのサポートが必要な人々やそれに関連する人々に対するサポート事業収益	0	0	0	0	
日常生活などで何らかのサポートが必要な人々やそれに関連する人々についての調査研究・公表事業	0	0	0	0	
日常生活などで何らかのサポートが必要な人々やそれに関連する人々との交流事業	0	0	0	0	
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0	0	0	0	
この法人のホームページや発行する刊行物などにおける広告掲載事業収益	0	0	300,000	300,000	
調査研究等の委託事業収益	0	0	200,000	200,000	
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0	0	0	0	
経常収益計		2,800,000		500,000	3,300,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		900,000		226,000	1,126,000
給料手当	800,000	800,000	200,000	200,000	
役員報酬	0	0	0	0	
退職給付費用	0	0	0	0	
福利厚生費	100,000	100,000	26,000	26,000	
(2) その他経費		650,000		29,000	679,000
会議費	100,000	100,000	20,000	0	
旅費交通費	200,000	200,000	5,000	0	
調査研究費	300,000	300,000	0	0	
減価償却費	0	0	0	0	
印刷製本費	50,000	50,000	4,000	0	
事業費計		1,550,000		255,000	1,805,000
2 管理費					
(1) 人件費		790,000		140,000	930,000
役員報酬	0	0	0	0	
給料手当	700,000	700,000	100,000	100,000	
退職給付費用	0	0	0	0	
福利厚生費	90,000	90,000	40,000	40,000	
(2) その他経費		450,000		30,000	480,000
消耗品費	20,000	20,000	5,000	5,000	
水道光熱費	30,000	30,000	5,000	5,000	
通信運搬費	50,000	50,000	10,000	10,000	
地代家賃	300,000	300,000	10,000	10,000	
旅費交通費	50,000	50,000	0	0	
減価償却費	0	0	0	0	
管理費計		1,240,000		170,000	1,410,000
経常費用計		2,790,000		425,000	3,215,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		10,000		75,000	85,000
【C】 経常外収益		0		0	0
固定資産売却益	0	0	0	0	
過年度損益修正益	0	0	0	0	
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損	0	0	0	0	
災害損失	0	0	0	0	
過年度損益修正損	0	0	0	0	
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		75,000		-75,000	
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		85,000		0	85,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					0
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					15,000

特定非営利活動法人スプラウト・ラボ設立趣旨書

障がいのある人が社会で暮らし、働くことを否定する法律はないにも関わらず、賃金格差や教育格差、文化格差など、「障がい」があるからという理由だけで、本来得られるべきものを得られない格差は未だ残り続けています。そうした格差は、能力を発揮するために必要なサポートが周囲から提供されなかったり、環境が整わなかったりすることで生まれるものです。環境調整が行われれば、社会での何らかの役割を得て活躍できる人たちが多く存在しているにも関わらず、そのための対話をどのようにすればよいのか、これまで築き上げられてきてしまった格差のために、対話方法が分からず、障がいのある人・ない人がお互いに戸惑いや困り感を持ってしまふことがあります。すべての人が、目の前の人の持つ特性や能力を活かせるサポートを提供し、周囲の環境調整などを行う対話ができる社会になれば、格差は是正され、皆が対等に活躍したり、役割を得て繋がりあえる社会が到来するはずです。

この社会の実現のためには、研究者・企業人・市民・当事者などの「枠」を超え、お互いの考えを持ち寄りながら、社会にとって本当に必要だと思えることを議論できる対話の場、プラットフォームが必要なのではないでしょうか。私たちは、どう対話していけばよいのか。社会課題を捉え、言語化した研究報告を行うことはもちろんのこと、企業や障害者就労団体等で現場をよく知る方、これまで通りの対話方法に違和感を持つ障がい者や支援者などの市民、様々な視点を持ち寄ることで、この社会を変革しうる対話の場・実践の場を創りたいと考えています。

しかしながら、任意の研究実践団体ゆえ社会的信用を得るために様々な制約があり、必要備品の契約や自治体からの事業委託、民間助成金への申請など、法人格のなさに伴って生まれる社会的障壁による活動限界があることがわかりました。そこで、こうした障壁を取り払って、団体運営の効率性向上とさらなる事業拡大を目指し、私たちの活動に賛同する誰もが参加できる団体たる、特定非営利活動法人となることを決意致しました。

特定非営利活動法人になった暁には、定期的な総会の実施や、法令等で定められた書類の作成・提出、一般市民への情報公開などを適切に行うことで社会的信用を得、健全な法人運営が実現できると考えます。私たちは、市民に開かれた調査研究の基盤づくりや、対話文化醸成の一助となり、すべての人がなんらかの役割をもって生きるインクルーシブな社会の実現を目指していきます。

申請に至るまでの経過

令和6年9月10日 自主研究会「スプラボ」発足

令和6年10月26日 第1回研究会実施

令和7年1月20日 特定非営利活動法人スプラウト・ラボの設立を有志で確認

令和7年1月29日 特定非営利活動法人スプラウト・ラボの設立総会実施

令和7年3月27日

設立代表者

氏名

小澤 温